

## 【人権侵害の定義が非常にあいまい】

「野菜とは、大根、人参その他の野菜類のことをいう」と言っているのと同じで、説明になっていません。これでは個人の主観でいくらでも拡大解釈できてしまいます。「人権侵害だ!」といくらでも言いがかりをつけられるでしょう

第二条 この法律において「人権侵害」とは、不当な差別、虐待その他の人権を侵害する行為をいう。

「差別」に対しての説明が足りません。「その他不当な差別的言動」の意味があいまいで、かなり幅を持った適用ができると考えられます。

例えばあなたが、飲み屋で現北朝鮮政権の批判をしたとしましょう。そのことが人権委員会に報告されれば「外国人差別」等の理由をつけて、あなたを罰することができるのです。

**とにかく人権委員会に「差別だ!」と決めつけられれば「差別」になってしまいます。**

- 二 次に掲げる不当な差別的言動等
- イ 特定の者に対し、その者の有する人種等の属性を理由としてする侮辱、嫌がらせその他の不当な差別的言動
- ロ 特定の者に対し、職務上の地位を利用し、その者の意に反してする性的な言動

特定団体・集団に対し一切の批判が出来なくなり、「自由にモノが言えない世の中」になります。

もしあなたが人権委員会にいったん「人権侵害」のレッテルを貼られたが最期、あなたは一切の異議申し立てをすることはできません。警察もあなたを助けることはできません。**人権擁護法により、人権委員会はやりたい放題に出来るのです。**

誰もあなたを助けてくれない、助けられない。

人権委員は、職務上の失態などでは辞めさせることはできません。つまりあなたが人権侵害の濡れ衣を着せられようが、人権委員は辞めされられません。

(身分保障)

第十一条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることのない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられたとき
- 二 人権委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき
- 三 第九条第四項の場合において、両議院の事後の承認を得られなかったとき。

**人権擁護法からあなたの人権を守る術はないのです**

制作:無名之会  
<http://mumeinokai.jp/>

この印刷物は、各種法令及びに意思表示に従い、良識ある使用を求めます。  
上記に反する使用の場合、当会は一切の責任を負えません。

## 【とんでもない人間が人権委員・人権擁護委員になるかもしれない】

人権委員・人権擁護委員の選考条件が非常にあいまいである上、選定要件に国籍条項がありません。

現在、自民党内にて「日本国籍のみに限る」という案が出されていますが地方参政権と同じように、施行後、国籍条項が無実かされる可能性もあるため、厳しくみる必要があります。

「日本人の利益を損なう・日本人に危害を加えようと考えている外国人」でも人権委員になれる可能性が出てくるのです。

例えば、あの北朝鮮の拉致事件に関与し、拉致の手引きをしたのではないかとされる朝鮮総連などの人間が人権委員・人権擁護委員となれば、日本は彼らに乗っ取られたものと同じになるのです。

(委員長及び委員の任命)

第九条 委員長及び委員は、人格が高潔で人権に関して高い識見を有する者であつて、法律又は社会に関する学識経験のあるものうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する。

(委嘱)

第二十二條 人権擁護委員は、人権委員会が委嘱する。  
2 前項の人権委員会の委嘱は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が推薦した者のうちから、当該市町村(特別区を含む。以下同じ。)を包括する都道府県の区域(北海道に於ては、第三十二條第二項ただし書の規定により人権委員会が定める区域とする。第五項及び次条において同じ。)内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

## ちょっと小話

あるところに あらそいごとが だいきらいで  
へいわとじんけんをあいする やさしいひとがいました。  
かのじよは かんがえます。  
なぜみんなは あらそいを やめないのだろう。  
どうすれば あらそいが なくなるだろう。  
そして かのじよは ひらめきました。

「そうだ あらそいごとをするひとが いなくなればいいんだ。」

ちょうどそこで いじめをしているひとを みかけたかのじよは  
さっそく このひとたちを ころしてしまいました。  
それからかのじよは あらそいごとを みかけるたびに  
そのひとたちを ころしていきました。  
しかし あらそいごとは ぜんぜんなくなりません。  
そこで かのじよは またかんがえました。

「そうだ なかまをあつめて みんなでやれば きつとうまくいく。」

それから かのじよは なかまをあつめて  
あらそいごとを するひとたちを  
つぎつぎと ころしていきました。  
しかし ずいぶんと まちのひとたちをころしたのに  
あらそいごとはなくなりません。  
またまたかのじよは かんがえます。

「そうだきつと なかまのなかに うらぎりものがあるにちがいない」

そこでかのじよは なかまたちを ころしていきました。  
そうしてさいごは まちにだれもいなくなりました。  
ようやく あらそいのない へいわなせかいが おとずれましたとき

めでたし めでたし

捜査令状ナシの捜査権? これは平成の特高(秘密)警察か!?